

米国の「外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)」に もとづく自己申告のお願い

平素は東京スター銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

米国において「外国口座税務コンプライアンス法」(以下「FATCA」といいます)が 2010 年 3 月に制定されたことに伴い、当行では日米の当局間声明ならびに国税庁および金融庁からの要請文に従い、2014 年 7 月 1 日以降に新たに口座を開設されるお客さまに対し、「FATCA で定める米国人への該当有無」等について、自己申告をお願いしております。

お客さまにはお手数をおかけいたしますが、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。なお、ご回答いただけない場合、お取り引きについてご希望にそえないこともございますのでご了承くださいますようお願い申し上げます。

【FATCA で定める米国人の範囲について】

具体的には以下に該当する方を指します。

《個人の場合》

- ・米国市民の方
- ・米国永住権保有者の方
- ・米国居住者の方(駐在員等を含みます)

《法人の場合》

- ・米国で設立された法人等

(以下に該当する法人等も FATCA で報告対象の範囲となります)

- ・FATCA の枠組みに参加しない金融機関等
- ・主として投資事業を行う法人等のうち、米国人等である主要株主を有する法人等

【外国口座税務コンプライアンス法(FATCA: Foreign Account Tax Compliance Act)とは】

米国人による米国外の金融口座を利用した資産隠しや租税回避を阻止するために制定された米国の税法です。米国外の金融機関に対し、顧客口座から米国人を特定し、その口座情報を米国の内国歳入庁(IRS: Internal Revenue Service)へ報告することを求めています。